

入札に係る注意事項

1. 入札参加者は、時間を厳守すること。(定刻を過ぎれば、入札参加を認めない。)
2. 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。
3. 入札回数は、2回を限度し、(入札書は各自コピー願います。) 最終入札の結果、落札者がいない場合は、最低価格で入札した業者と随意契約の協議を行うことがある。
4. 入札金額は税別を記入することとする。
5. 入札参加者は、別添配布の入札書に所定事項を記入し、金額等確認のうえ入札箱に投函すること。(封筒は不要)
6. 業者の代表者が、当日参加できない場合は、代理出席を認めるが、その際は委任状を入札当日提出すること。
7. 委任状の所在地、商号又は名称及び代表者氏名は入札参加資格登録のとおり記入すること。
8. 委任状の入札申込者には、入札参加資格審査申請時に届け出た使用印鑑を押印すること。
9. 入札書の記入方法は、別添のとおりとする。なお、入札書の金額の記入には、アラビア数字（1、2、3、…）の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを記入すること。
10. 入札時刻までに出席のない入札者および入札執行中に、執行者の承諾を得ないで入札場所を離れた入札者は、棄権したものとみなす。
11. 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、または緊急やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期、停止または中止することがある。この場合、入札者が損害を受けることがあっても、病院はその責めを負わない。

入札書記載上の注意事項

1. 名称は通知書に記載しているとおり記入すること。
2. 入札書の所在地、商号又は名称及び代表者氏名は入札参加資格登録のとおり記入すること。なお、代理人が入札するときは、代理人の氏名も記入すること。
3. 入札書には、入札参加資格審査申請時に届け出た使用印鑑を押印すること。なお、代理人が入札する時は、委任状に押印した印鑑を押印すること。
4. 落札価格（契約金額）は、入札書に記載された金額に消費税相当分（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加算した金額とするので、入札書には、入札者が消費税課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税相当分を除いた金額を記載すること。

無効入札

1. 入札に参加する者に必要な資格がない者がした入札
2. 入札者が1人の場合においてその者がした入札
3. 委任状を持参しない代理人がした入札
4. 所定の時刻までにされなかった入札
5. 同一事項の入札について、入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
6. 代理人が2人以上の者の代理をした場合のそのいずれもの入札
7. 入札者が同一事項の入札について他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
8. 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
9. 記名押印を欠いた入札書による入札
10. 金額を訂正した入札書による入札
11. 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
12. 橋本市建設工事等入札談合情報に関する取扱基準により無効とした入札
13. その他入札に関する条件に違反した入札